

令和8年8月分

令和8年10月2日発行

ハローワークちば

賃金情報

☆ 職種別求人・求職・賃金バランスシート

☆ 産業別求人賃金一覧表

8 月中に新たに受理した求人票の下限及び上限の平均賃金（税込み）、求職票の月額最低希望賃金（税込み）平均値及び求人、求職のパート賃金（時間給）です。

☆ 中途採用時賃金

令和8年4月～令和8年6月の雇用保険被保険者資格取得者（新規学卒を除く）採用時賃金の平均値（税込み）です。

毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

☆ 新規学校卒業者初任給情報

令和8年3月～令和8年5月の雇用保険被保険者資格取得者のうち、新規学卒者の採用時賃金の平均値（税込み）です。

毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

☆ 最低賃金一覧表

千葉県内のすべての事業場で働く労働者に適用される「千葉県最低賃金」、特定の業種の事業場で働く労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」の一覧表です。

☆ 地域別最低賃金改定状況（全国）

都道府県別最低賃金の改定状況です。

千葉公共職業安定所

〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3

TEL 043-242-1181

FAX 043-242-1162

職種別求人・求職・賃金バランスシート

ハローワーク千葉

2026年08月

常用的フルタイム			常用的フルタイム(月額:円)			職 種	常用的パートタイム			常用的パートタイム(時間:円)		
有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金		求職希望賃金		有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金		求職希望賃金
			上限	下限						上限	下限	
9,623	7,689	1.25	327,307	251,431	261,750	職 業 計	6,203	4,576	1.36	1,458	1,343	1,265
18	59	0.31	533,905	421,405	386,000	A管理的職業従事者	0	10	-	0	0	5,000
0	1	-	0	0	0	01管理的公務員	0	2	-	0	0	0
1	8	0.13	0	0	0	02法人・団体役員	0	2	-	0	0	5,000
16	38	0.42	533,905	421,405	443,333	03法人・団体管理職員	0	5	-	0	0	0
1	12	0.08	0	0	300,000	04その他の管理的職業従事者	0	1	-	0	0	0
2,858	1,263	2.26	375,009	275,291	283,351	B専門的・技術的職業従事者	945	528	1.79	1,804	1,630	1,464
2	23	0.09	550,000	400,000	306,667	05研究者	0	6	-	0	0	0
4	0	-	269,287	223,860	0	06農林水産技術者	0	0	-	0	0	0
48	33	1.45	460,000	245,000	333,333	07製造技術者(開発)	0	5	-	0	0	1,750
56	73	0.77	407,737	320,526	255,333	08製造技術者(開発を除く)	2	17	0.12	0	0	1,443
444	65	6.83	516,018	318,226	319,167	09建築・土木・測量技術者	7	18	0.39	2,000	1,433	0
495	323	1.53	453,109	240,680	318,043	10情報処理・通信技術者	5	37	0.14	0	0	2,067
16	11	1.45	268,925	231,119	220,000	11その他の技術者	2	4	0.50	1,684	1,576	2,000
36	16	2.25	506,411	353,914	325,000	12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	10	26	0.38	3,060	2,382	1,350
379	127	2.98	344,481	297,814	275,769	13保健師、助産師、看護師	396	100	3.96	1,932	1,790	1,807
152	46	3.30	358,136	279,182	278,750	14医療技術者	142	23	6.17	1,862	1,742	1,625
74	44	1.68	298,006	234,135	284,000	15その他の保健医療従事者	43	29	1.48	1,453	1,338	1,464
632	167	3.78	290,511	256,431	244,091	16社会福祉専門職業従事者	286	123	2.33	1,526	1,379	1,189
5	3	1.67	450,000	296,667	200,000	17法務従事者	0	1	-	0	0	1,200
7	23	0.30	286,700	250,700	416,667	18経営・金融・保険専門職業従事者	3	9	0.33	2,396	2,358	1,140
459	34	13.50	409,583	303,338	285,000	19教員	18	26	0.69	2,217	1,817	1,340
0	0	-	0	0	0	20宗教家	0	0	-	0	0	0
2	18	0.11	400,000	240,000	245,000	21著述家、記者、編集者	0	7	-	0	0	0
5	126	0.04	0	0	242,222	22美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	14	47	0.30	1,140	1,140	1,204
1	4	0.25	0	0	0	23音楽家、舞台芸術家	0	0	-	0	0	0
41	127	0.32	294,122	269,122	248,333	24その他の専門的職業従事者	17	50	0.34	1,974	1,414	1,371
764	2,670	0.29	275,257	224,881	245,138	C事務従事者	643	1,498	0.43	1,335	1,268	1,252
493	2,181	0.23	264,289	218,820	237,197	25一般事務従事者	437	1,275	0.34	1,329	1,244	1,243
110	201	0.55	385,132	278,821	268,519	26会計事務従事者	117	70	1.67	1,367	1,356	1,256
39	57	0.68	257,526	210,637	231,429	27生産関連事務従事者	19	18	1.06	1,204	1,203	1,300
89	146	0.61	272,975	228,509	296,667	28営業・販売事務従事者	31	47	0.66	1,282	1,172	1,393
1	0	-	0	0	0	29外勤事務従事者	14	2	7.00	0	0	0
14	30	0.47	264,640	249,640	331,250	30運輸・郵便事務従事者	1	6	0.17	0	0	1,076
18	55	0.33	254,067	200,880	221,429	31事務用機器操作の職業	24	80	0.30	1,748	1,359	1,300
475	508	0.94	348,521	249,582	297,237	D販売従事者	469	240	1.95	1,353	1,232	1,244
139	200	0.70	280,730	236,080	269,706	32商品販売従事者	438	195	2.25	1,340	1,194	1,228
8	11	0.73	270,000	220,000	300,000	33販売類似職業従事者	3	9	0.33	0	0	1,200
328	297	1.10	369,544	253,983	321,026	34営業職業従事者	28	36	0.78	1,420	1,420	1,314
1,226	579	2.12	272,165	229,097	236,000	Eサービス職業従事者	1,772	450	3.94	1,449	1,299	1,203
2	1	2.00	0	0	0	35家庭生活支援サービス職業従事者	20	3	6.67	1,667	1,457	0
722	156	4.63	269,663	231,353	236,154	36介護サービス職業従事者	908	111	8.18	1,548	1,356	1,201
86	41	2.10	232,400	207,400	204,000	37保健医療サービス職業従事者	82	23	3.57	1,387	1,235	1,250
46	41	1.12	302,500	247,500	213,333	38生活衛生サービス職業従事者	57	23	2.48	1,367	1,242	1,236
253	110	2.30	290,550	225,013	245,484	39飲食調理従事者	397	111	3.58	1,304	1,214	1,202
59	133	0.44	285,857	231,966	235,000	40接客・給仕職業従事者	115	82	1.40	1,346	1,223	1,199
13	43	0.30	125,600	100,600	236,000	41居住施設・ビル等管理人	26	45	0.58	1,160	1,160	1,133
45	54	0.83	274,776	238,244	226,000	42その他のサービス職業従事者	167	52	3.21	1,373	1,289	1,210
1,136	61	18.62	259,364	235,700	216,667	F保安職業従事者	880	57	15.44	1,480	1,352	1,223
0	0	-	0	0	0	43自衛官	0	0	-	0	0	0
256	0	-	0	0	0	44司法警察職員	0	0	-	0	0	0
880	61	14.43	259,364	235,700	216,667	45その他の保安職業従事者	880	57	15.44	1,480	1,352	1,223
22	52	0.42	292,080	229,510	216,000	G農林漁業従事者	45	23	1.96	1,301	1,169	1,140
21	49	0.43	295,322	228,465	220,000	46農業従事者	44	22	2.00	1,223	1,165	1,140
1	3	0.33	279,115	233,688	200,000	47林業従事者	1	1	1.00	2,000	1,200	0
0	0	-	0	0	0	48漁業従事者	0	0	-	0	0	0
653	349	1.87	311,302	233,641	241,077	H生産工程従事者	108	107	1.01	1,394	1,270	1,241
10	8	1.25	0	0	235,000	49生産設備制御・監視従事者(金属製品)	0	1	-	0	0	0
14	10	1.40	248,685	233,685	250,000	50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	3	2	1.50	0	0	0
24	9	2.67	280,000	200,000	200,000	51機械組立設備制御・監視従事者	0	0	-	0	0	0
112	48	2.33	329,095	250,659	240,909	52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	3	8	0.38	1,300	1,200	1,050
123	72	1.71	272,558	228,560	216,667	53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	47	56	0.84	1,236	1,194	1,216
94	35	2.69	328,174	222,024	238,000	54機械組立従事者	6	7	0.86	1,200	1,200	1,180
210	86	2.44	326,694	240,689	277,692	55機械整備・修理従事者	40	12	3.33	1,967	1,567	1,500
9	4	2.25	220,320	205,920	0	56製品検査従事者(金属製品)	1	1	1.00	1,250	1,250	0
12	2	6.00	185,500	185,500	0	57製品検査従事者(金属製品を除く)	2	6	0.33	1,170	1,145	0
6	6	1.00	258,560	258,560	0	58機械検査従事者	1	0	-	0	0	0
39	69	0.57	316,971	232,924	246,154	59生産関連・生産類似作業従事者	5	14	0.36	1,500	1,250	1,600
754	325	2.32	317,421	252,454	337,736	I輸送・機械運転従事者	278	90	3.09	1,314	1,269	1,360
0	0	-	0	0	0	60鉄道運転従事者	0	0	-	0	0	0
616	207	2.98	326,010	257,615	372,973	61自動車運転従事者	259	63	4.11	1,318	1,271	1,341
0	1	-	0	0	0	62船舶・航空機運転従事者	0	0	-	0	0	0
50	46	1.09	274,028	231,784	230,000	63その他の輸送従事者	0	10	-	0	0	1,450
88	71	1.24	292,171	235,992	272,000	64定置・建設機械運転従事者	19	17	1.12	1,240	1,240	1,400
946	99	9.56	375,501	252,110	311,739	J建設・採掘従事者	45	27	1.67	1,200	1,200	1,070
200	14	14.29	361,846	247,363	380,000	65建設躯体工事従事者	0	3	-	0	0	1,000
190	35	5.43	376,596	252,128	287,778	66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	4	8	0.50	1,200	1,200	1,140
153	21	7.29	386,242	252,155	333,333	67電気工事従事者	0	7	-	0	0	0
403	28	14.39	370,123	254,852	280,000	68土木作業従事者	41	8	5.13	0	0	0
0	1	-	0	0	0	69採掘従事者	0	1	-	0	0	0
771	610	1.26	284,151	237,923	241,690	K運搬・清掃・包装等従事者	1,018	766	1.33	1,232	1,205	1,180
525	249	2.11	291,959	245,152	247,750	70運搬従事者	302	140	2.16	1,334	1,279	1,208
145	96	1.51	294,338	235,649	218,333	71清掃従事者	438	244	1.80	1,199	1,184	1,161
15	10	1.50	270,720	228,053	225,000	72包装従事者	14	25	0.56	0	0	1,180
86	255	0.34	251,234	223,320	238,696	73その他の運搬・清掃・包装等従事者	264	357	0.74	1,271	1,226	1,183

❖ 求人賃金は当月中に新たに受付けた求人の所定内賃金の上限・下限の平均値。数値は常用(新規学卒、臨時・季節を除く)。

❖ 求職希望賃金は当月中に新たに受付けた求職の最低希望賃金(税込み)の平均値。

有効求人・有効求職のバランス（令和8年8月分）

ハローワーク千葉

グラフ 1 常用

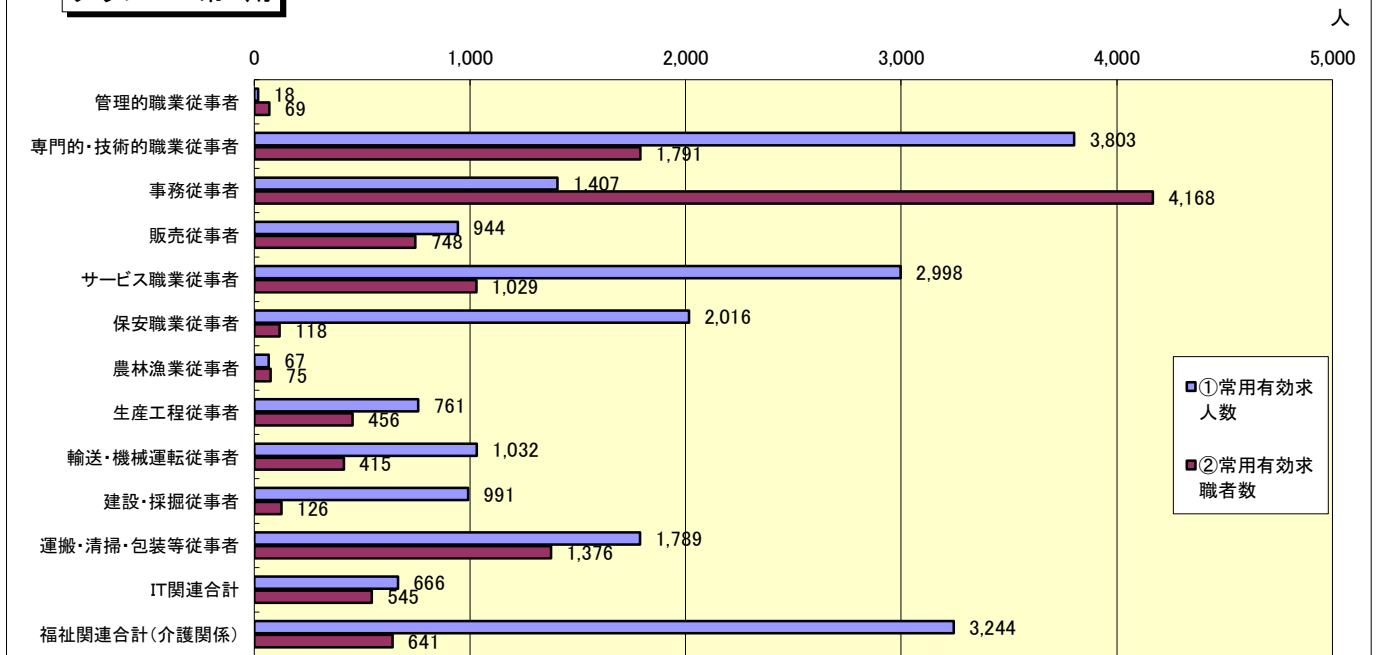
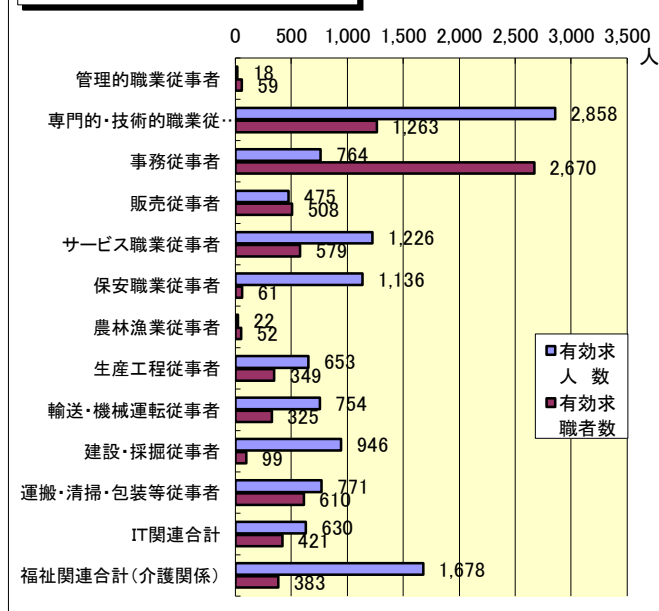


表 有効求人数・有効求職者数・有効求人倍率(常用)

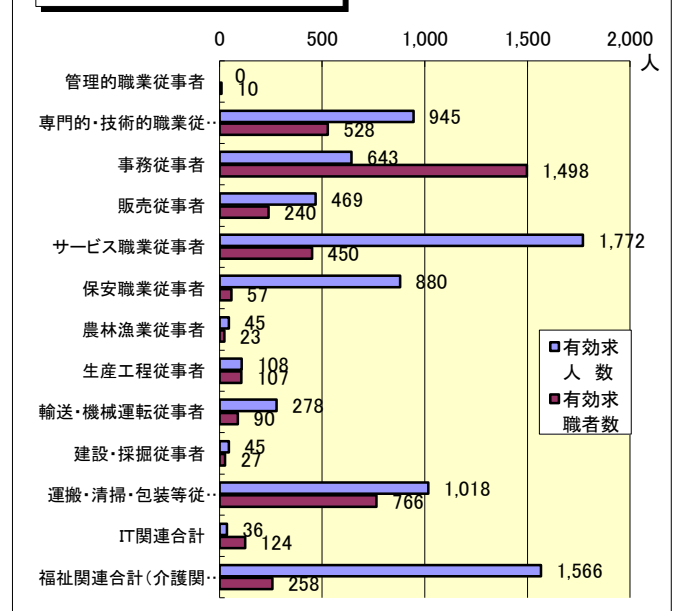
	①常用有効求人人数	②常用有効求職者数	③有効求人倍率	④うちパートタイムを除く常用			⑤うち常用的パートタイム		
				有効求人人数	有効求職者数	有効求人倍率	有効求人人数	有効求職者数	有効求人倍率
合 計	15,826	10,371	1.53	9,623	6,575	1.46	6,203	3,796	1.63
管理的職業従事者	18	69	0.26	18	59	0.31	0	10	0.00
専門的・技術的職業従事者	3,803	1,791	2.12	2,858	1,263	2.26	945	528	1.79
事務従事者	1,407	4,168	0.34	764	2,670	0.29	643	1,498	0.43
販売従事者	944	748	1.26	475	508	0.94	469	240	1.95
サービス職業従事者	2,998	1,029	2.91	1,226	579	2.12	1,772	450	3.94
保安職業従事者	2,016	118	17.08	1,136	61	18.62	880	57	15.44
農林漁業従事者	67	75	0.89	22	52	0.42	45	23	1.96
生産工程従事者	761	456	1.67	653	349	1.87	108	107	1.01
輸送・機械運転従事者	1,032	415	2.49	754	325	2.32	278	90	3.09
建設・採掘従事者	991	126	7.87	946	99	9.56	45	27	1.67
運搬・清掃・包装等従事者	1,789	1,376	1.30	771	610	1.26	1,018	766	1.33
IT関連合計	666	545	1.22	630	421	1.50	36	124	0.29
福祉関連合計(介護関係)	3,244	641	5.06	1,678	383	4.38	1,566	258	6.07

※その他の職業を除く。IT関連合計、福祉関連合計は内数。

グラフ 2 パートタイムを除く常用



グラフ 3 常用的パートタイム



産業別求人賃金一覧表

令和8年8月分

ハローワーク千葉

産 業 別	一般（パートを除く）[月額：円]	パートタイマー[時間額：円]
D 建設業	338,000	1,400
総合工事業	346,000	1,400
E 製造業	267,000	1,260
食料品製造業	248,000	1,250
繊維工業業	230,000	1,200
パルプ・紙・紙加工品製造業	－	－
印刷・同関連業	－	1,200
化学工業業	285,000	－
プラスチック製品製造業	251,000	1,230
金属製品製造業	227,000	1,230
生産用機械器具製造業	288,000	－
電気機械器具製造業	265,000	1,230
（民生用電気機器等）	－	－
（電子機器等）	258,000	1,180
輸送用機械器具製造業	274,000	－
（自動車・同附属品製造業）	249,000	－
（精密機械器具等）	210,000	－
その他の製造業	254,000	1,200
G 情報通信業	328,000	1,300
H 運輸業，郵便業	274,000	1,340
I 卸売業，小売業	291,000	1,310
卸売業	301,000	1,390
小売業	280,000	1,300
J 金融業，保険業	303,000	1,350
K 不動産業，物品賃貸業	254,000	1,350
M 宿泊業，飲食サービス業	277,000	1,290
宿泊業	277,000	1,250
飲食店	312,000	1,260
O 教育，学習支援業	269,000	1,670
P 医療，福祉	268,000	1,480
医療業	283,000	1,570
社会保険・社会福祉・介護事業	265,000	1,470
Q 複合サービス事業	244,000	1,240
R サービス業（他に分類されないもの）	290,000	1,320

（注）令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分

中途採用時賃金月額

【令和8年4月～令和8年6月】

千葉労働局

(単位:千円)

区分		年齢計	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	対象者数 (単位:人)
産業別	農業、林業、漁業	238	199	220	228	248	259	236	248	249	246	306	252	329
	鉱業、採石業、砂利採取業	332	0	0	263	320	342	365	0	465	250	400	205	14
	建設業	283	228	245	269	285	294	312	325	318	314	326	276	4,461
	製造業	276	217	233	257	270	289	295	294	311	352	307	241	3,081
	電気・ガス・熱供給・水道業	310	228	286	318	282	418	391	284	282	250	410	250	64
	情報通信業	309	224	244	284	339	318	353	367	318	382	261	370	295
	運輸業、郵便業	274	219	250	264	281	277	292	292	291	286	266	232	3,259
	卸売業、小売業	261	212	226	246	267	272	273	280	293	303	291	261	3,648
	金融業、保険業	287	0	234	253	259	280	299	299	253	378	359	320	363
	不動産業、物品賃貸業	278	196	245	260	277	297	312	295	325	342	285	250	673
	学術研究、専門・技術サービス業	301	217	242	267	292	332	345	332	332	400	309	265	1,025
	宿泊業、飲食サービス業	253	212	238	251	259	262	262	278	269	252	276	211	1,316
	生活関連サービス業、娯楽業	259	228	251	269	272	266	281	271	258	268	248	197	1,281
	教育、学習支援業	299	194	248	264	273	312	330	299	340	377	366	315	1,303
	医療、福祉	285	211	246	312	325	296	280	277	272	270	263	248	9,910
	複合サービス事業	253	225	218	241	241	270	288	321	219	361	289	146	97
	サービス業(他に分類されないもの)	259	214	233	245	259	278	287	271	298	282	273	209	3,132
	公務(他に分類されるものを除く)・その他	254	0	254	251	247	307	157	230	289	201	270	240	119
職業別	専門的・技術的職業	309	217	250	318	343	327	316	309	312	322	318	292	8,978
	管理的職業	361	187	236	269	307	342	360	411	405	470	428	326	666
	事務的職業	276	215	243	259	269	289	290	274	298	323	295	262	4,451
	販売の職業	260	215	232	247	260	264	261	278	285	332	286	264	1,920
	サービスの職業	250	211	237	248	253	260	266	262	262	256	251	211	8,978
	保安の職業	232	234	232	230	245	259	264	248	232	236	262	188	414
	農林漁業の職業	235	198	220	224	247	255	255	243	228	281	192	227	285
	運輸・通信の職業	271	213	245	264	269	267	295	293	297	276	257	230	3,140
	生産工程・労務の職業	270	225	238	258	275	286	297	304	292	297	289	255	5,538
規模別	4人以下	266	224	239	257	278	281	276	275	274	284	277	231	3,768
	5～29人	269	219	239	259	269	278	285	286	293	289	283	245	10,708
	30～99人	272	215	239	262	268	281	287	289	292	298	292	238	7,754
	100～299人	274	220	240	263	279	295	300	289	292	302	282	256	5,226
	300～499人	287	225	238	284	315	305	308	309	310	322	277	219	1,688
	500～999人	323	204	258	341	368	340	320	311	323	365	307	326	2,269
	1,000人以上	288	220	244	312	359	324	327	293	275	273	266	255	2,957

※基礎データが少ないために、金額が突出的に高く、または低くなっていることがあります。

新規学校卒業者初任給情報 [令和8年3月卒業者]

千葉県労働局
月額(単位:千円)

産業・職業・規模別		学歴別		中 学		高 校		短 大		大 学	
合 計		184		222		236		260			
産 業 別	農業、林業、漁業	－		224		* 221		233			
	鉱業、採石業、砂利採取業	－		212		* 255		* 252			
	建設業	* 180		237		236		272			
	製造業	* 175		223		238		262			
	電気・ガス・熱供給・水道業	－		238		* 270		284			
	情報通信業	－		* 224		227		250			
	運輸業、郵便業	－		226		235		256			
	卸売業、小売業	－		215		223		248			
	金融業、保険業	－		222		229		270			
	不動産業、物品賃貸業	－		221		235		267			
	学術研究、専門・技術サービス業	* 206		218		234		262			
	宿泊業、飲食サービス業	－		220		229		235			
	生活関連サービス業、娯楽業	－		220		238		246			
	教育、学習支援業	－		216		247		265			
	医療、福祉	* 200		213		244		264			
	複合サービス事業	－		207		* 216		236			
	サービス業（他に分類されないもの）	* 180		226		243		260			
	公務（他に分類されるものを除く）、その他	－		* 226		* 233		* 253			
	職 業 別	専門的・技術的職業	* 193		222		243		265		
管理的職業		－		* 218		* 241		291			
事務的職業		* 206		221		226		262			
販売の職業		－		217		224		252			
サービスの職業		* 185		216		236		250			
保安の職業		－		238		* 253		245			
農林漁業の職業		－		223		* 228		230			
運輸・通信の職業		* 180		226		233		253			
生産工程・労務の職業		* 175		226		239		259			
規 模 別	29人以下	* 183		222		237		251			
	30人～99人	* 190		220		241		256			
	100人～299人	－		221		238		256			
	300人以上	－		224		232		262			
対 象 人 員		10		2,418		1,777		5,855			

(注) 賃金欄の「*」は対象人員が10人未満であることを、また「—」は対象者がいないことを表しています。

令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分

千葉県の最低賃金一覧表

マストで守ろう！最低賃金。



最低賃金件名	最低賃金額 時間額（円）	発効 年月日	最低賃金の適用について
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金	1,195	令和 8.10.1	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。

特 定 最 低 賃 金	調味料製造業 (味そ製造業を除く。)	1,195	令和 8.10.1	*調味料製造業の特定最低賃金(889円)は、令和8年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,195円)」が適用されます。
	鉄鋼業	1,210	令和 7.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 *鉄鋼業の特定最低賃金額は、令和8年度改正の見込みであり今後審議の予定です。
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業 ※注①	1,195	令和 8.10.1	*はん用機械器具、生産用機械器具製造業の特定最低賃金(922円)は、令和8年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,195円)」が適用されます。
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)	1,195 ※注②	令和 8.10.1	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から (3) は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品の整理、配い等の雑役業務 *電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の特定最低賃金額は、令和8年度改正の見込みであり今後審議の予定です。
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	1,195	令和 8.10.1	*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業の特定最低賃金(887円)は、令和8年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,195円)」が適用されます。
	各種商品小売業 ※注③	1,195	令和 8.10.1	*各種商品小売業(848円)は、令和8年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,195円)」が適用されます。
	自動車(新車)小売業	1,195	令和 8.10.1	*自動車(新車)小売業(922円)は、令和8年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,195円)」が適用されます。

※注① はん用機械器具製造業…家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業（他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

生産用機械器具製造業…建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

※注② 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、特定最低賃金（令和7年12月25日効力発生の1,169円）が適用されていますが、令和8年10月1日効力発生の千葉県最低賃金の改正により特定最低賃金額を千葉県最低賃金額が上回るため、同日以降は千葉県最低賃金の適用となります。なお特定最低賃金額は令和8年度に改正の見込みであり、今後審議の予定です。

※注③ 各種商品小売業…衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いづれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所

◎賃金を上記最低賃金額と比較する場合、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）や臨時に支払われる賃金（結婚手当など）は除外します。

詳しくは、千葉労働局賃金室 TEL043-221-2328

または最寄りの労働基準監督署へお尋ねください



地域別最低賃金額一覧(47都道府県)

()内は、令和7年に改定された最低賃金額

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
北海道	1,131 (1,075)	56	令和8年 10月1日
青 森	1,090 (1,029)	61	令和8年 10月29日
岩 手	1,090 (1,031)	59	令和8年 12月1日
宮 城	1,098 (1,038)	60	令和8年 10月1日
秋 田	1,090 (1,031)	59	令和8年 10月14日
山 形	1,092 (1,032)	60	令和8年 10月30日
福 島	1,094 (1,033)	61	令和8年 10月16日
茨 城	1,136 (1,074)	62	令和8年 10月18日
栃 木	1,125 (1,068)	57	令和8年 10月1日
群 馬	1,120 (1,063)	57	令和8年 10月3日
埼 玉	1,196 (1,141)	55	令和8年 10月1日
千 葉	1,195 (1,140)	55	令和8年 10月1日
東 京	1,280 (1,226)	54	令和8年 10月1日
神奈川	1,279 (1,225)	54	令和8年 10月1日
新 潟	1,108 (1,050)	58	令和8年 10月1日
富 山	1,119 (1,062)	57	令和8年 10月1日
石 川	1,113 (1,054)	59	令和8年 10月3日
福 井	1,112 (1,053)	59	令和8年 10月4日
山 梨	1,113 (1,052)	61	令和8年 11月1日
長 野	1,117 (1,061)	56	令和8年 10月2日
岐 阜	1,121 (1,065)	56	令和8年 10月1日
静 岡	1,154 (1,097)	57	令和8年 10月15日
愛 知	1,195 (1,140)	55	令和8年 10月1日
三 重	1,143 (1,087)	56	令和8年 10月1日

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
滋 賀	1,136 (1,080)	56	令和8年 10月3日
京 都	1,180 (1,122)	58	令和8年 11月16日
大 阪	1,231 (1,177)	54	令和8年 10月1日
兵 庫	1,172 (1,116)	56	令和8年 10月1日
奈 良	1,107 (1,051)	56	令和8年 10月4日
和歌山	1,101 (1,045)	56	令和8年 10月3日
鳥 取	1,090 (1,030)	60	令和8年 10月3日
島 根	1,092 (1,033)	59	令和8年 10月10日
岡 山	1,104 (1,047)	57	令和8年 10月2日
広 島	1,141 (1,085)	56	令和8年 10月11日
山 口	1,101 (1,043)	58	令和8年 10月8日
徳 島	1,103 (1,046)	57	令和8年 11月1日
香 川	1,092 (1,036)	56	令和8年 10月1日
愛 媛	1,093 (1,033)	60	令和8年 11月1日
高 知	1,086 (1,023)	63	令和8年 10月29日
福 岡	1,114 (1,057)	57	令和8年 10月4日
佐 賀	1,095 (1,030)	65	令和8年 11月15日
長 崎	1,087 (1,031)	56	令和8年 11月2日
熊 本	1,092 (1,034)	58	令和8年 12月1日
大 分	1,096 (1,035)	61	令和8年 11月1日
宮 崎	1,085 (1,023)	62	令和8年 10月24日
鹿児島	1,090 (1,026)	64	令和8年 10月25日
沖 縄	1,086 (1,023)	63	令和8年 12月2日
全国加重平均額	1,177 (1,121)	56	

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト

最低賃金制度 検索

賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ 検索